

# 単 価 契 約 書

公益財団法人ふるさと島根定住財団（以下「委託者」という。）と〇〇〇〇〇（以下「受託者」という。）とは、メール便・宅配便発送について、次のとおり契約を締結する。

## （契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- （2）業務の内容 仕様書のとおり
- （3）発送予定数 仕様書のとおり
- （4）契約単価 仕様書に記載する額 ※入札後決定
- （5）契約保証金 免除

## （納入）

第2条 受託者は、契約期間中、委託者の発注あるごとに、その都度委託者が指定する日までに物品を配達するものとする。この場合において、受託者は控え等により、その旨を通知しなければならない。

## （検査）

第3条 委託者は、請求しようとする期間分の発送状況の検査を行わなければならない。

## （請求及び支払）

第4条 受託者は、委託者の検査終了後、発送状況に不備がないときは、請求期間分をとりまとめた請求書により委託者に対して請求するものとする。なお、請求の詳細については、委託者と受託者で別途定めるものとする。

- 2 委託者は、前項の規定により、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に代金を支払わなければならない。

## （履行遅滞）

第5条 受託者は、正当な理由によらないで到着期限までに物品を配達しない場合は、物品の引受日の翌日から配達完了の日までの日数に応じ、当該遅滞に係る物品の発送代金に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延賠償金を委託者に支払わなければならない。

- 2 委託者は、正当な理由によらないで前条に規定する期間（以下「約定期間」という。）内に代金を支払わなかった場合、受託者から請求があった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を受託者に支払わなければならない。
- 3 委託者が第3条第1項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間（以下「遅延期間」という。）の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、委託者は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を受託者に支払わなければならない。

## （事情変更）

第6条 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、委託者と受託者とが協議のうえ、契約単価の変更を行うことができることがある。

## （契約の解除）

第7条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- （1）受託者が正当な理由によらないで、この契約を履行する見込がないと認められるとき。

(2) 受託者が正当な理由によらないでこの契約条項に違反したとき。

(3) 受託者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき。

（個人情報の保護）

第8条 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（違約金等）

第9条 受託者は、第7条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受託者に請求することができる。

（権利の譲渡等）

第10条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（契約書作成費用）

第11条 この契約書を作成する費用（貼用印紙代を含む）は、委託者と受託者とが折半して負担する。

（協議）

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、委託者及び受託者が両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 島根県松江市朝日町478番地18  
公益財団法人ふるさと島根定住財団  
理事長 藤井洋一

受託者